

4 要介護1～5の方が利用できる介護サービスについて

要介護1～5の認定を受けた方は、ケアマネージャーと相談しながらご自身やご家族でできること、サービスで利用することなどを含めてケアプラン(介護サービス計画)を作成し、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

訪問を受けて利用するもの	
訪問介護(ホームヘルプ)	利用者の自宅に訪問して入浴や排泄等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助をします
訪問入浴介護	利用者の自宅に訪問して移動式浴槽を使って入浴を介護します
訪問リハビリテーション	利用者の自宅に訪問してリハビリテーションの指導・支援を行ないます
訪問看護	看護師が訪問し療養上の世話や診療の補助をします。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し療養上の管理や指導をします。

通所して利用するもの	
通所介護(デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための日帰りの支援をします。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、理学療法や作業療法等を行なう通所リハビリ(デイケア)です。

福祉用具や住宅改修に関するもの	
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与をします。(要介護1の人は車椅子や特殊寝台等対象にならないものがあります)
特定福祉用具費の支給	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費用のうち、一年度に10万円を上限にその購入費を支給します。
介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。(改修前の申請が必要です)

短期間入所	
短期入所生活介護/短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して日常生活上の支援や機能訓練等を受けます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者に介護予防を目的として日常生活上の支援や介護をします。

施設サービス
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム 新規要介護3以上の人が対象)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

地域密着型サービス
住み慣れた地域での生活を支援するサービス。朝日村では通所介護・介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護があります。